

はじめに

みなさんは、お家のことやお金のこと、人間関係、勉強などで、「生きづらさ」を感じたことはありますか？

人は生きてるとさまざまな困難にぶつかり、悩むことがあります。それは、大人だけでなく、子どもにとっても同じです。

とくに今、日本では、経済的な困難、虐待、生きていく上で感じる不安など、さまざまな問題が子どもたちのあいだに広がっています。そんなとき、「しかたがない」「がまんするしかない」と思ってしまうかもしれません。でも、実は、あなたのまわりには、悩みを聞いてくれる人や生活を支えてくれる制度、居場所があるのです。

経済的な危機におちいった人に、最低限の生活を保障するしくみのことを「セーフティネット」といいます。この本では、生きづらさのさまざまなケースを取り上げ、どんなセーフティネットがあるのか、どんなふうに助けを求められるのかをわかりやすく紹介していきます。あなた自身のことだけでなく、身近な友だちや家族のために知っておいてほしい情報もたくさんあります。

悩みを一人でかかえこまず、少しずつでも前を向いて歩いていくために――。

この本が、あなたの「生きづらさ」解消のヒントになれば幸いです。

もくじ

子どものころから知っておきたい
みんなのためのセーフティネット

3 いのちを守る



はじめに 2

子どもの権利を守るために 4

- ケース1 障がいのある妹になにかできることは？ 6
- ケース2 親が仕事中の事故で大けがに 8
- ケース3 親がけがをして車いす生活に 10
- ケース4 姉が心の病気になりました 12
- ケース5 妊娠していることがわかりました 14
- ケース6 父が母に暴力をふるいます 16
- ケース7 友だちが親から虐待されている？ 18
- ケース8 新しい父がなんとなくこわい 20

● DVや虐待を受けている人への支援 22

- ケース9 父に私たちの居場所を知られたくない 24
- ケース10 どこにも居場所がありません 26

● とにかく悩みを聞いてほしい人に 28

? 子どもが安心してらせる場所 里親制度と児童養護施設 30

さくいん 31



※本書に掲載されている情報（URL、電話番号ふくむ）は、原稿執筆時のもので、現状と一致しない場合があります。
※本書で紹介した制度や事業などは、自治体や地域によって名称がことなったり、設置されていない場合があります。
※本書に掲載されている電話番号は、一部のIP電話からはつながらない場合があります。



障がいのある妹になにかできることは？



私は小学5年生です。

私の妹は生まれつき、体に障がいがあります。歩くのも話すのも、いつもお母さんがそばで手伝っています。

私は妹のことが大好きです。私が絵本を読んであげると、声を出して笑ってくれます。でも、最近、妹のことでお母さんがすごく疲れているように見えて、心配です。夜もあまり眠れていないみたいだし、病院やりハビリに通うたびに、「お金が……」ってつぶやいているのを聞いてしまいました。

私はまだ子どもだから、お金のことはよくわかりません。でも、妹のためになにかできることがあるなら、私もなんとかしたいと思っています。お母さんが少しでも楽になって、妹がもっと笑ってくれたらいいなって思います。



障がいのある子どもと、その家族への支援

心や体に障がいのある子どもたちやその家族を経済面で支える国の制度として、「障害児福祉手当」や「特別児童扶養手当」などがあります。これらの制度は、法律で定められた要件に当てはまる人に、毎月「手当」としてお金を給付するしくみです。

障害児福祉手当は、心や体に重度の障がい

を持ち、日常生活においてつねに介護が必要な20歳未満の人に支給されます。一方、特別児童扶養手当は、障がいを持つ児童を家庭で養育する保護者に支給されます。

いずれも、障がいを持つ本人や保護者・扶養義務者に一定の所得がある場合は支給されないので注意が必要です。

★障害児福祉手当

使える人：精神的・身体的に重い障がいがあるため、日常生活のなかで、つねにだれかの介護を必要とする、自宅などで生活をしている20歳未満の人（重度障害児）

受け取れるお金：月額1万6100円。原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが受け取れる。なお、重度障害児の前年の所得が一定の金額を超える場合や、受給資格者の生計を維持する同居の父母など（扶養義務者）の前年の所得が一定の金額以上のときには、手当は支給されない

例 所得制限額（控除後）

- 本人の所得（年間）が366万1000円未満（扶養親族がいない場合）
- 扶養義務者等の所得（年間）が653万6000円未満（扶養親族が一人の場合）

申し込み・相談窓口：
各市区町村の児童福祉関連窓口

★特別児童扶養手当

使える人：精神的・身体的に障がいがある20歳未満の子どもを家庭で養っている父母など（扶養義務者）

受け取れるお金：重度の障がいがある子ども（1級）は一人当たり月額5万6800円、中等度の障がいのある子ども（2級）は一人当たり月額3万7830円。原則として毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月分までが受け取れる。障がいのある本人や扶養義務者の所得によっては、手当は支給されない。また、本人が福祉施設などに入所している場合も支給されない

例 所得制限額（控除後）

- 本人の所得（年間）が459万6000円未満（扶養親族がいない場合）
- 扶養義務者等の所得（年間）が653万6000円未満（扶養親族が一人の場合）

申し込み・相談窓口：
各市区町村の児童福祉関連窓口

どこにも居場所がありません

私は高校1年生です。家では、親と話をするといつもけんかになります。「ちゃんとしなさい」「甘えてるだけ」っていわれると、なにもしえなくなります。学校でも、みんなの輪に入れなくて、一人であることが多くなりました。

だんだん学校に行くのがつらくなって、今は家にこもっています。でも、家にいても落ち着かなくて、どこにも居場所がない気がします。だれにも必要とされていないような気がして、消えてしまいたいと思うこともあります。

でも、ほんとうは、だれかに話を聞いてほしい。このままじゃいやだって思う自分もいます。外に出てみたい気持ちも、少しだけあります。いつか前を向いて歩き出せたらいいなって、思っています。



「居場所」がない人への支援

「居場所」とは自分やだれかがいる場所のことですが、「家や学校は自分の居場所ではない」「自分にはどこにも居場所がない」と悩んでいる子どもも少なくありません。

ここでいう居場所とは、たんにその人が存在している場所という意味ではなく、「自分はここにいてよいと感じられる場所」や「自分にとって居心地がよいと感じる場所」という意味でしょう。それを大人が指定することは適当ではありません。

一方で、家や学校に自分の居場所がないと感じている子どもに対し、居場所を提供するさまざまな支援も行われています。たとえば、一人で食事をする機会が多い・十分に食事がとれない子どもの居場所となるのが「子ども食堂」です。また、暴力や虐待、貧困などの理由で居場所をなくした子どもの緊急避難場所としての「子どもシェルター」、中学生以上の人の居場所としての「ユースセンター」などがあります。

★ ユースセンター

使える人：ユースセンターのある地域でくらす中学生から20代前後の人（施設によりことなる）

制度内容：地域で生活をしている若者を対象に、家庭や学校ではない「第三の居場所」として、学習スペースやオープンカフェなどを提供する

費用：施設によりことなる（多くは無料）

申し込み・相談窓口：市区町村の児童福祉関連窓口、社会福祉協議会など

★ 子ども食堂

使える人：実施団体・施設によってことなる（子育て世帯、高齢者、地域の全年代までふくむこともある）

受け取れるもの：食事、食品など

費用：実施団体・施設によってことなる（子どもは無料であることが多い）

申し込み・相談窓口：実施団体・施設によってことなる（直接、会場・施設に行けばよい場合が多い）

参考URL：こども食堂ネットワーク

<http://kodomoshokudou-network.com>

認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ

<https://musubie.org/>

★ 子どもシェルター

使える人：児童虐待をはじめ、さまざまな事情から家庭で安全にくらすことができないと感じている子ども

制度内容：子どもたちの緊急避難場所として、「家に帰ることができない」「今日帰る場所がない」「行く場所がない」という子どもたちに、安全な居場所や温かい食事などを提供。同時に、福祉の専門家たちが、これからのことを一緒に考えて支援してくれる

費用：無料

申し込み・相談窓口：各シェルター（各自治体の児童相談所でも相談可）

参考URL：子どもシェルター全国ネットワーク会議

<https://carillon-cc.or.jp/meeting/>